



第102号

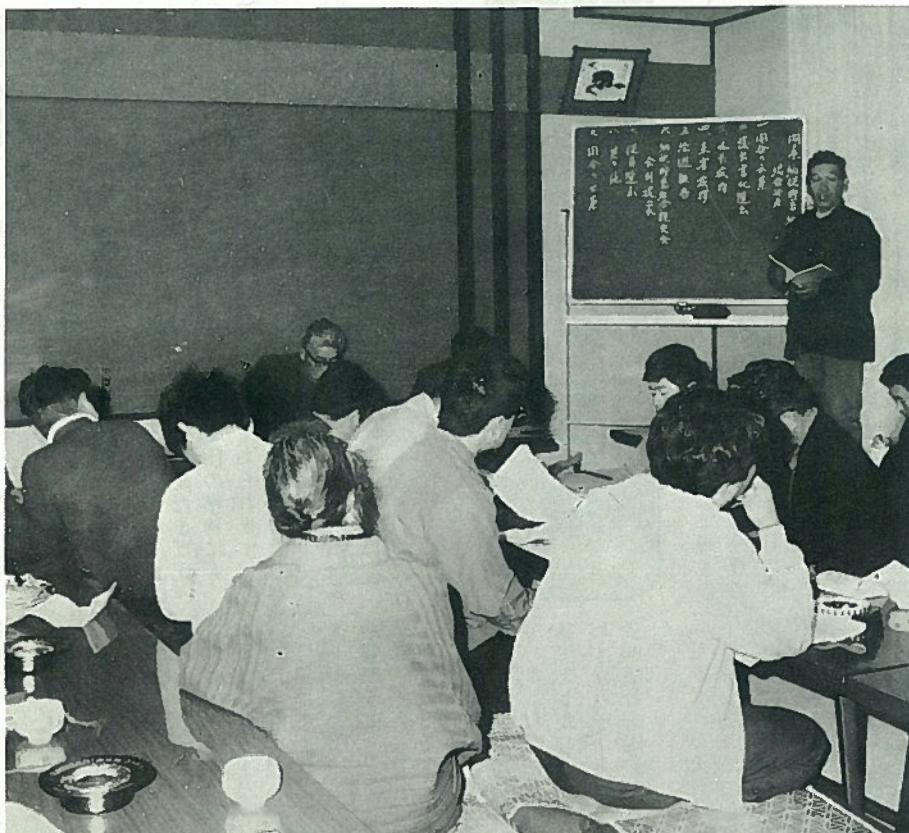


發行：西鄉村企画開発課

印刷所：ワタベ印刷所

西郷村の人口及世帯数
 (51. 12. 1. 現在)

() 内は前月比



全戸納税貯蓄組合に加入しよう

去る九月十四日、熊倉小学校体育館において、西郷村納税貯蓄組合連合会設立総会が開催され、役員に次の方々が選ばれました。

今年の重点事業として部落別組合長、区長、地元議員さんのご協力を得て、全部落全戸加入を目標に合同座談会を、九月から今月にかけて行つきました。

この結果、間の原部落をトップに長坂、柏野、赤渕下羽太、芝原、中久保の各部落が全戸加入を達成しました。

昭和五十一年度当初予算を見ますと、教育費が村民一人当たり三万円、農村水産業費二万四千円、土木費一万四千円、民生費・衛生費一万七千円、消防費三千円、一般行政費等が二万六千円割当てられ、村民の皆さんに納めていただく税金は、村の将来を担うお子さんのため、ひとり、ひとりの生活がより豊かになるため

費用に当てられますので、
納税組合に加入されていな
い納税者は、この機会にぜ
ひ加入しましょう。

◆勲六等単光旭日章

加藤岩太さん(八六)



加藤さんは、昭和二十二年四月、新法制定第一回の公選により、村議会議員に

至るまで、合計四期十六年間、村議会議員として、村政に尽されました。又昭和三十一年から現在に至るまで、保護司を務められ、受刑者、刑余者の保護、更生のため、暖かいお世話をしに来られました。その他統計調査員、固定資産評価審査委員、行政区長、社会福祉協議会理事、青少年健全育成協議会会长、等公共の

為数多くの役職をつとめら

天皇陛下に拝謁を賜わり、感謝を深めているようです。

加藤さんおめでとうござ

ります。

れています。

加藤さんのあたたかい、誠実で公正な人柄は、多く

の人親しまれ、信頼をうけています。現在八十六歳

になりますが、まだまだ元

気で、公共奉仕の精神にも

えて活躍しております。

十一月九日には皇居で、

三日、文化の日、絶好の駅伝日和に恵まれ、村長のピ

ストルを合図に午前九時、

距離二十九・三キロの区間

を競いスタートを切った。

当初、村内駅伝は主な各

部落は出場し、参加チーム

も多く、非常に活気に満ち

ていましたが、最近は年々

参加チームも少くなり、

わずか八チームとなり、大

会関係者を残念がらせまし

た。

しかし、今大会は出場チ

ームが少ないのでもかかわ

らず、非常に華やかなもの

となりました。それとく

のも、一般的の部、川谷Bチ

ームに仁平里子さん、高久

幸子さん、鈴木富士子さん

ら、非常に華やかなもの

となりました。それとく

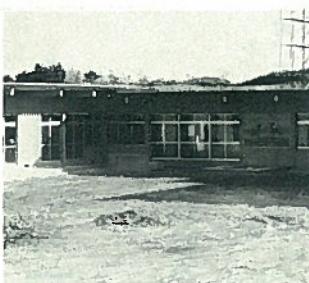
のも、一般的の部、川谷Bチ

ームに仁平里子さん、高久

幸子さん、鈴木富士子さん

西郷村保育所入所基準

三来年四月開所予定三



皆様が待ちに待った保育所が完成間近となりました。村では四月一日開所を目指し只今その準備を進めております。この保育所の完成により、現在の川谷保育所と合せ百二十名の児童を措置出来る事になりますが、入所受付その他詳細については追つて村だより、有線放送等でお知らせいたします。

ここでは保育所と言うのはどの様な施設なのかふれて見たいと思います。

『保育所とは』

児童福祉法に基づいて設置される施設です。児童は両親が家庭に於て保育するのが自然であり理想です。しかし、保護者が労働に従事したり、又疾病にかかるなどそのため保育する事が困難な児童を保護者に

かわって保育することを目的とした施設です。したがつてどの家庭の児童も無条件に入所する事は出来ません。当然、入所基準が法的に定められています。

◎保育所の入所基準

- 1 児童の母親が家外労働者で保育出来ない家庭。
- 2 児童の母親が家庭内労働者で保育出来ない家庭。
- 3 母親のいない家庭。
- 4 母親が出産及病気の家庭の看護をしている家庭。
- 5 児童の家庭で長期の病人の看護をしている家庭。
- 6 天災、火災等のためその復旧の間児童の保育を出来ない家庭。
- 7 其の他の市町村長が認め都道府県知事が認めた場合

別表1 保育料徴収基準表

5 1 . 1 1 . 1 . 現在

区分	保護者及び家族の収入区分	義	保育料(月額)		
			3才未満児	3才児	4才以上児
A	生活保護法により保護を受けている世帯	義	0円	0円	0円
B	前年度の市町村民税を納めなくてもよかつた世帯	義	0円	0円	0円
C 1	前年度分の所得税(国税)を納めてない世帯	前年度分の村民税を均等割だけの世帯	2,700円	2,300円	2,300円
C 2	前年度分の村民税の所得割課税が5,000円以下の世帯	前年度分の村民税の所得割課税が5,000円以上の世帯	3,750円	3,350円	3,350円
C 3	前年度分の村民税の所得割課税が5,000円以上の世帯	前年度分の所得税(国税)が3,000円以下の世帯	4,350円	3,950円	3,950円
D 1	前年度分の所得税(国税)を納めた世帯	前年度分の所得税(国税)が3,000円以上15,000円以下の世帯	5,200円	4,800円	4,800円
D 2		前年度分の所得税(国税)が15,000円以上30,000円以下の世帯	7,400円	7,100円	7,100円
D 3		前年度分の所得税(国税)が30,000円以上60,000円以下の世帯	7,550円	7,300円	7,300円
D 4		前年度分の所得税(国税)が60,000円以上90,000円以下の世帯	9,700円	9,300円	9,300円
D 5		前年度分の所得税(国税)が90,000円以上120,000円以下の世帯	13,400円	13,000円	13,000円
D 6		前年度分の所得税(国税)が120,000円以上150,000円以下の世帯	19,000円	18,600円	18,440円
D 7		前年度分の所得税(国税)が150,000円以上の世帯	31,700円	20,930円	18,440円
8			41,190円	20,930円	18,440円

(注) 保育料階層C-1~D-3に決定された世帯で2人以上の児童が入所している場合2人目以後の児童の保育料は半額になります。

別表2 固定資産税による階層認定附加基準 (固定資産により保育料が変る基準)

保育料徴収基準による階層(所得より)		保育料	認定階層 (固定資産により変る保育料)	
C-1 2,700円	2,300円	前年度分の固定資産税額が4,000円以上の世帯	C-2 3才未満児	3,750円
			3才以上児	3,350円
C-2 3,750円	3,350円	前年度分の固定資産税額が6,000円以上の世帯	C-3 3才未満児	4,350円
			3才以上児	3,950円
C-3 4,350円	3,950円	前年度分の固定資産税額が8,000円以上の世帯	D-1 3才未満児	5,200円
			3才以上児	4,800円
D-1 5,200円	4,800円	前年度分の固定資産税額が10,000円以上の世帯	D-2 3才未満児	7,400円
			3才以上児	7,100円

(例) 別表1. 保育料徴収基準表による階層 3才以上児 C-1 保育料 2,300円 固定資産税 4,000円以上の場合 → C-2 3,350円

西郷村において保育料の減免措置

階層	保育料(基準額)		西郷村で定めた保育料	
D-5	3才未満児	13,400円	3才未満児	12,000円
	3才以上児	13,000円	3才以上児	10,000円
D-6	3才未満児	19,000円	3才未満児	16,000円
	3才以上児	18,600円	3才以上児	10,000円
D-7	3才未満児	31,700円	3才未満児	19,000円
	3才以上児	20,930円	3才以上児	10,000円
D-8	3才未満児	41,190円	3才未満児	21,000円
	3才以上児	20,930円	3才以上児	10,000円

今月から戸籍法が大幅に改正

戸籍謄抄本の請求理由は明らかに

大幅に改正

十二月一日から戸籍、除籍、謄抄本の交付請求のしかたが改正されます。

改正の理由は戸籍を不当に利用して他人のプライバシーを侵害することのないようになります。今後、他人の戸籍や除籍の謄抄本を請求するときは「請求の事由」つまり何のために使用するかを具体的に示していくことになります。

十二月一日から戸籍、除籍、謄抄本の交付請求のしかたが改正されます。また、戸籍、除籍の間違はできなくなります。なお、郵便で請求する場合は手数料は必ず現金書留めで下さい。本人といつわつたり、事由を異にして戸籍の謄抄本の交付を受けたときは過料に処せられることがあります。

大きな広がりを見せた義援金募金

台風十七号災害と酒田市大火に対するお問い合わせ申しあげます。一、台風十七号災害二八、九〇三円

これは期日との関係で

役場職員のみの募金です。
二、酒田市大火見舞義援金
● 金品、五八四、〇九
五円のほか物品・衣類も寄託していただきまし

赤い羽根共同募金と歳末助け合い募金

恵まれない人々へ

温かい愛の手を

村民の皆さんの御協力と各区長さん等の御尽力により目標額を越える良い成果を得て去る月末に終了した「赤い羽根」共同募金運動、更に師走に入つて重ねて村民の皆さんの御協力をお願いする「歳末助け合い募金運動」と毎年実施されています各種募金運動結果をここに報告いたしますとともに今後とも何分の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

昭和51年度『赤い羽根』共同募金成果表 (単位:円)					
行政区名	目標額	募金額	行政区名	目標額	募金額
米	35,070	35,070	下新田	58,590	52,710
長坂	9,240	9,240	原中	68,250	68,250
柏野	8,400	8,400	牧場	7,350	6,510
下羽太	14,070	15,790	大平	20,790	20,820
中久保	1,260	1,260	黒川	24,780	25,520
上羽太	11,760	11,760	一ノ又	22,890	22,280
虫笠	9,660	9,660	芝原	12,180	12,320
真名子	3,150	3,150	川谷	23,940	23,980
鶴生	9,240	10,450	伯母沢	7,980	6,930
追原	18,690	19,450	黒森	3,150	2,730
真船	16,170	16,170	間の原	11,970	11,550
熊倉	24,780	24,570	甲子	7,350	7,350
上折口原	24,990	26,040	赤渕	1,680	1,680
下折口原	21,420	21,930	役場職員・その他		59,546
山下	11,550	11,170			
上新田	32,130	34,660	計	522,480	580,946



無料サービス実施
件数26件

明るくなつた我が家

ひとり暮らしのお年寄りに
明るい生活を：

去る十月二十八日、東北電力白河営業所では「

秋のサービス旬間」のひとつとして村内のひとり暮しお年寄りに少しでも明るい日常生活を送つていただくとともに電気事故防止を図るため無料巡回サービスを実施して下さいました。

家庭奉仕員の案内によつて各ひとり暮しお年寄りの家を訪問、電線や電灯あるいは電気器具の点検、修理調整、取替などを行なう一方お年寄りとの交流も深めました。いままでと比べて見違えるように明るくなつたとお

りの御年寄りたちの喜びもひとまたならないものがありました。日頃なにかと手薄になりがちなこれらに対しても温かい配慮をして下さいました。東北電力白河営業所関係の方々にお年寄りの皆さんとともに深く御礼申し上げます。これを機会として更にお年寄りの方に明るく充実した日々を送つていただきため一層の努力を重ねて行く所存でありますので村民の皆さんも身近のかなお年寄りに温かい愛の手を差し伸べて下さるようお願い申し上げます。

農業者年金保険料は

前納制度を!!

れなくなつたら大変です。
去年前納した人は勿論のこと、新らに前納したい人は五十一
年十二月三十一日までに、白河農業協同組合西郷事業所に申込みくだ
さ。なお、農業者年金制度について詳しく知りたい方は、西郷村農業委員会事務局までおたずねください。

「学校基本調査」

the N.Y.

農業者年金の前納制度は
毎年一月から十二月までの
一年分の保険料を、前年の
十二月三十一日までにまと
めて納付することになりま
す。

したとき、あるいは五十二年から実施される特定保険料（後継者の場合）による納付が認められたときは、次の回以後の保険料は還付されます。

今回法律が改正され昭和五十二年一月から十二月までの期間、月額二、四五〇円に改定され、一年間の保険料は二九、四〇〇円で、前納した場合は二八、五六〇円となり、八四〇円割引されます。なお保険料を前納した人が五十二年度中に脱退したり、死亡したりしたため被保険者資格を喪失

保険料の前納制度は、被
保険者にとつて保険料が割
引されて有利であるばかり
でなく、年四回に分けて納
付する手数が一回で済み、
しかも「納め忘れ」を防止
できる便利な納付方法です。
それがいつかり納め
忘れていた。このような事
態のために年金の額が少な
くなったり、年金が受けら

老後安定のため

国民年金保険料を

納ぬましよう

▽母子福祉年金及び準母

母子福祉年金及び準母

于福祉年金の額を十八万

十六百円) から二二一五

一千二百円（月額二万九
十六百円）に引き上げこ
れ母子福祉年金及び準保

区分	件数	10月分支払額	支払額の対前月増減	10月中に納入された国保税
医療費	入院	94	9,439,709円	+143,234円
	入院外	2,208	9,975,843円	-528,054円
	歯科	355	1,397,263円	+240,807円
	計	2,657	20,812,815円	-144,013
高齢療養費	46	1,715,244円	-144,667円	
助産費	7	280,000円	0円	
育児手当金	7	35,000円	0円	
葬祭費	5	25,000円	- 10,000円	
合計	2,722	22,868,059円	-298,680円	9,335,470円

ご芳志のかずかず

原中の加藤岩太さんより、息子さんやお孫さん達から贈られた叙勲のお祝の一部を社会福祉事業に役立て下さいと5万円のご寄附がありました。

村では早速このご寄附を社会福祉事業に役立てるとともに暖かいご協力に感謝しています。

- 本年五月一日実施された学校基本調査がまとまりましたので、お知らせします。

- 入学者一五六人に対し
一四五人と増えていま
す。

- 高校進学率は県平均八
三・一%に対し、我村は八
三・一%と三・九ポイント
下回っています。

- (3)その他、大学への進学率も高くなり、東北六県中第一位と増加の一途をたどっています。

- 就職状況については県
平均九・三%と一割を
割っているのに対し、
十六・九%と七・六ボ
イント上回っています。

- 就職についても県内
就職者が多く、職種も
第三次産業（サービス）
が大学へ

統計一用語

業等）への就職が目立つています。

- 又、就職先も県内へ
の就職が過半数をこえ
職種についても第二次
産業（建設・卸・小売
・製造業等）へと移行
し、年々県内にとどま
る者が増えています。
幼稚園への就園率も年
々高くなり、東北六県
中、県が六九・三%と
トップをきっています。
西郷村の就園率も年
毎に高くなり、小学校

- 『統計一一口用語』
「ボーポイント」
バーセントにバーセントを加えたり、減いたりすることをボーポイントといいます。

国民年金保険料を納めましょう
(前月号のつづき)
母子福祉年金及び準母子福祉年金
母子福祉年金及び準母子福祉年金の額を十八万七千二百円(月額一万五千六百円)から二十一万一千二百円(月額一万七千六百円)に引き上げられました。
又母子福祉年金及び準母子福祉年金の支給要件となる子(孫又は弟妹)を義務教育終了前の者から十八歳未満の者であること。

ノンターは
国土調査員に
ご注意を

地籍調査事業につきま
しては日頃村民の皆さん
にご協力をいただき、誠
にありがとうございます。

西郷村では皆さんのご
協力により、調査が平担
地から山林地域へと移行

つきましては、今年も
十一月十五日から狩猟解
禁となり、多数の狩猟者
が入山する機会が多いと
思われますので、一筆調
査並びに細部測量のため
国土調査員が入山してい
る場合は充分に注意する
とともに、事故防止対策
に特段のご配意をお願い
します。

